

議事概要

1 会 議 名	令和 8 年度第 1 回太宰府市歴史的風致維持向上協議会
2 開 催 日 時	令和 8 年 8 月 2 6 日（水） 1 3 : 5 5 ~ 1 5 : 2 5
3 開 催 場 所	太宰府市役所 4 階 407 会議室
4 出 席 者 名	八尋委員、森委員、赤松委員、菊武委員、一瀬委員、河野委員、徳重委員、島田委員、添田委員、伊藤委員
5 議 題	【議事】 ① 太宰府市歴史的風致維持向上計画(2 期)の変更について ② 令和 8 年度太宰府市歴史的風致維持向上計画(2 期)の進捗評価について
6 内 容	
事務局	（開会） 【副市長挨拶】 【傍聴者入室】 傍聴者 1 名。 【議事】 <太宰府市歴史的風致維持向上計画第 2 期の計画変更について>
事務局	内容説明
事務局	近年、国の街なみ環境整備事業の補助金交付率が低い状況が続いている。国の新しい補助事業メニューである「地域の観光資源充実のための環境整備推進事業」の活用を検討するうえで、歴史的風致維持向上計画の第 3 章と第 6 章について、観光に資する歴史まちづくりを進めることを記載することが必要であることから、今回、加筆修正をすることとなった。変更箇所について、事業内容や目的に大きな変更はなく、対象者を観光客まで広げ、観光資源としての視点や魅力向上のほか、観光客の回遊性向上など目的の幅を広げた内容をとっている。

委員	観光拠点や観光施設というように観光の言葉を増やしたということだが、観光という とどうしても外の人の視点だと思うが、歴史的風致は、やはり住民が大事にしてきたも のが対象になるという気がする。それを観光にも利用するかもしれないが、整合はちゃ んと取れているのか。
事務局	今回の変更内容は、認定されている計画に観光面を加えただけで、実際に事業を進める にあたり、一般市民をないがしろにするという気は当然ない。計画する上で視点、事業 の検討する幅も少し広がるが、事業を進める上で検討していけば良いと思っている。計 画にある事業のうち、観光とは不整合な部分は入れてない。全て観光の方向に軸足を置 くようになったという考えではないということをご理解いただきたい。
委員	今回の改正点のターゲットについて、市民は当然のことながら観光客ということで、回 遊性向上をしきりと書かれているが、市内のポイントポイントを整備したからといっ て回遊性が高まるものではないと思う。太宰府市は以前から市内の回遊性向上が課題 となっている。今回のこの計画では、点在するポイントをいかに多くの方に回ってい ただくかという内容が欠けているような気がする。都市計画課だけが担う分野ではない 部分もあると思うが、市全体の計画の中で市内の回遊性を高めていくという方策をた て、事業展開する必要があるのではないかな。
事務局	この歴史的風致維持向上計画では、どちらかというとハード事業がメインになってい るため、今言われたソフト面に関しては観光推進課や文化財課など全庁的に連携する 課題もあり、今後ハード整備後の視点を持ちつつ、ソフト面の事業も進めていかないと いけないと感じている。
委員	回遊性の問題は以前から言われていることで、この計画で見ると、このポイントポイン トの事業を主に書いている。今、回遊性を高めるためにソフト面についての話があっ たが、例えば太宰府天満宮から史跡地へ観光客を誘導するための道路とか交通も必要 で、自動車が通らないならサイクリングでまわったり、御笠川沿いの道を整備すること も、この歴史的風致の維持に入るのではないかな。また、観光関係の補助金をもらうた めに、やたらと観光のことを入れているが、今までの計画では全く観光客のことは考えて いなかったのか。
事務局	2期計画を作る段階で、国からこういう観光旅客税を活用する補助事業ができるかもし れないという話は聞いていた。その際も観光客と市民は一緒に考えているという話を していた。新しい補助事業を活用する上で、観光に資することを明記する必要があるた め、今回観光という文字が各所に出てくるが、今後、国に提出した際に、この表現が適 当かのはんだんもあるが、以上のような経緯があって、変更しているということをご理 解いただきたい。
委員	それでは、同じような目的で作りながら、その表記が不十分だったため、今回改めたと

	いう理解で良いか。
事務局	はい。
委員	観光計画や観光部局との整合性はちゃんと取れているのか。
事務局	今回の変更部分に関して、観光計画に大幅に影響を及ぼすような変更はなく、今までの計画でも整合性を図っている。今回の変更に限らず、今後事業を本格的に進めるにあたって、調整を図りながら進めていく。
委員	今回の話は、国も市も観光を DMO の地域資源にしようと進んでいて、どこからか財源を引っ張ってこようかと思う時に、観光旅客旅客税から引っ張ってきやすかったのだらうと理解しながら聞いた。以前から、このように予算を使って整備したからには、市民の方にも還元する、もしくは観光に来ていただいた方にお金を落としていただくことで、地域にそれを還元するという流れを作っていただけたら良いと思っていた。今観光税は宮島のように取れる場所を取っているが、なかなか取れない。観光税が取りにくいのなら、太宰府天満宮だけではなく、今ある資源を使って他の地域に回遊してもらう仕掛けを作ってお金を落としてもらうしかない。ただ太宰府天満宮だけでは限界なので、地域に店舗が点在して収益が上がっていくように考えていかないといけない。どうやって回遊するための資源を引っ張り出すのかが、今回私が期待しているところである。また、ユニバーサルツーリズムとの兼ね合いで、サイン整備などもあると思うが、市民に還元するために、限られた予算を庁内で連携し上手に使って観光で稼ぐという覚悟で地域資源を PR していただくのが良いのではないか。
事務局	市では、観光推進課や文化財課などと連携を取りながら、事業を進めている。この歴史的風致向上計画は全てが観光などの地域資源を生かす計画にはなっていない。史跡に関しては文化財課、その周辺は都市計画課というようにお互い連携して磨きをかけるといふ形の計画となっている。ただ、ハード事業というのは費用がかかる。特に史跡に関しては、文化財を大切にしながら活用することを考えていかないといけないため、素早く進まないということもある。国庫補助金の交付率が低い状況もあり、解消するきっかけとして、この新しい補助事業の活用を検討している。記載は変更しているが、本質的なことは前と変わっていない。資源の活用は市民が整備して良かったと思えることが観光客にとっても良いことになれば、一番良いと思っている。今後も庁内連携して市民にも観光客にも良いものになるよう進めていきたいので、協力いただければと思う。
委員	166 ページをはじめ、事業期間が過ぎているものがいくつかあったが、そのままで良いのか。
事務局	この期間は計画ゆえにずれることはよくあるので、当初の計画のままで行こうと考えているが、今後修正すべきかは国と協議する。

	<令和 8 年度太宰府市歴史的風致維持向上計画(2 期)の進捗評価について>
事務局	内容説明
委員	都市計画課所管の事業は詳細資料があるが、文化財課などの他の所管事業の詳細資料がないので、今後資料を付けて頂きたい。また、朱雀大路解説広場整備事業だが、ここは交通量が比較的多い道のため、交通事故が発生しないような安全面の工夫が必要ではないか。礎石の移転や朱雀大路東側側溝の表示、解説板の設置など整備をされるようだが、歴史的風致の維持向上につながる工夫や仕掛けはないのか。
事務局	都市計画課以外の説明資料が少なかった点は今後改善する。安全に関しましては、県道の整備状況をみながら、管理者となる建設課と協議し必要に応じて実施していきたい。歴史的風致について、ここが朱雀大路跡の上であり、現代に続く 9 月の神幸祭のどんかん道という文化遺産が重複している状態である。それをわかりやすくため、路面の色を変えたりして朱雀大路を表示し、その説明板を設置し、この公園内も同様に色分けして整備する。これにより、どんかん道を神幸祭が始まった当時に少しでも近い状態にしていく。当然フェンスなども景観に配慮した形で整備する計画であり、それらまとめて雰囲気良くしようというのが歴史的風致の向上になると考えている。
委員	この朱雀大路の広場整備はどの辺りなのか。
事務局	筑陽学園に近い位置で、榎社から北側 200m くらい離れている。
委員	榎社の横のところを何年か前に整備している。朱雀大路を復元したと言うがそれがどうなっているかわからない。現場で説明を受けるとやっとわかる。予算の無駄遣いと思ってしまった。私はその頃から委員をしているが、知らないうちにこの整備が行われたと感じている。もしかして議題に上がっていたかもしれないが、そういう具体像がわからない。だから今後整備するところは、ぜひ朱雀大路が一目瞭然わかるようなところにしないと、家が立て込んでたりすると、全く朱雀大路の広さがわからない。車道のグレーは仕方がないにしても、せめて朱雀大路の両端を一目でわかるような場所を選んでもらいたい。説明なしではわからない整備はやはり良くないと思う。
事務局	この事業は歴史的風致維持向上計画の第 1 期計画は基づいて県と市で分担して行っている。場所は全てが見通せる所が一番良いが、朱雀大路の道路幅が 36m あり、端から端まで綺麗に見通せるところがあまりなく、現代の道路と朱雀大路が重なっているという事実、それを説明板などで補いながら現代の人たちに少しでも古代の大宰府の上に今の住宅街、道路ができていることを、少しでもわかっていただければとの考えのもと事業を行っている。費用対効果では計れない部分もあり、少しでも理解できる場の提供として、道路整備に史跡の部分を加えて、現在整備を続けている次第である。事業も最

	終段階になっているので、ご理解いただきたい。
委員	客館跡も解説員について説明を受けないとわからない。QR コードでスマホをかざすと昔の姿が見えるようなので、ここも VR を作っていただければ、解説員が説明をするときにそれをかざして見せるなどの仕掛けがあれば良いと思う。最初に見た時は、これに予算を使うのなら、もっと他に整備をしないといけないところがたくさんあるのにと考えた。
事務局	お話にあったように QR コードにかざすと VR が見えるようなものについて、ここに特化したものは、今回はできてないが、これから先は全てハードじゃなくて、そういうソフト面も組み込んで現場で体感できるようなことを検討させていただく。
委員	広場整備について、文化財的なことだが、遺構は保存されているのか、それとも記録保存で遺構はなくなるのか。
事務局	公園の部分に関しては、遺構面までが 1m ぐらい深さがある。整備でもその深さまでには至らないので遺構は残っている。道路の拡幅部分だけは永久構造物として発掘調査対象になっているので、市と県が発掘調査を行っている。
委員	礎石はこの場所から出てきたのか。
事務局	出土したのは、この場所から 150m 南の榎社の横付近である。礎石はきちんと据えてあったものではなく、使わなくなって転げ落ちたような感じで、出土場所に意味がある状態ではなかったため、遺物として取り上げ現在文化財課の事務所に置いてある。そのままだと報告書としては出るものの、文化財事務所にずっと置いたままになるのは非常に勿体ないと考えた。通常遺跡は保存されているが、遺跡を見る機会というのは当然ないなかで、穴が彫られている礎石を見て触れるせっかくのいい機会であり、文化財にとっても一番良いと思い計画している。
委員	栗原孫兵衛という名前が挙がっていたが、それはどれのことなのか。
事務局	資料の完成イメージ図で言えば、左端にある小さな石碑のことで、これが現在道路の反対側に立っている。栗原孫兵衛というと幕末の松屋にいた尊王攘夷派の栗原孫兵衛と思うが、石に明治 15 年と彫られており、いわゆる幕末の孫兵衛ではなく、その後継で同じ栗原孫兵衛と名乗った人が作ったのではないかと考えられる。資料には旗立石と書いているが、注連縄を張る柱を結びつける石である。以前は道路の反対側に転がっていたのを文化財課で建て直した。当初の位置がわからない状態なので、きちんとした場所に永久的に残すのが良いと考え計画した。
委員	調査の時のことか。

事務局	調査の時ではなく、15 年ほど前に転がっていた石碑を見つけたということ。
委員	大宰府関連史跡・宝満山のサイン事業では、事業名にわざわざ宝満山と名前を出しているのに、いつまで経っても何もされないのはどういうことか。
事務局	文化財課の事業だが、文化財課が意図的にやっていないのではなく、補助金が交付の低下によるものである。例えば去年、太宰府天満宮参道の整備事業を行うためにサイン事業など他の事業がほとんどできなかった。このような状況が令和に入ってずっと続いているために計画通りに進んでない。また宝満山のサイン整備について、現在受けている補助が街なみ環境整備事業なので、宝満山の山の上には街がないので、山の上までは補助対象にはならないが、竈門神社周辺ではできるのではないかとということで、事業として入れさせていただいた。しかし、先ほどお話しした新補助になると観光面なので、場合によっては山の上まで事業ができるのではないかと考えている。設置順は決めているが、計画的に宝満山の上まで整備できる状態になるかもしれない。
委員	大宰府関連史跡はいっぱいあると思うが、宝満山を特記している理由なぜか。
事務局	大宰府関連史跡と宝満山は立地的に離れているというのもあるが、宝満山は大宰府史跡の時代より後の時代のももあり時代幅が広い。そういう意味では、分けた方が幅広く使えるだろうということで分けて明記している。
委員	今宝満山は結構外国からの登山者も多い。よって観光に本当に資しているのだと思う。
委員	大野城跡の事業だが、福岡県文化財保護課所管と記載されているが、昨年から完全に九州歴史資料館が所管になっている。福岡県所管あるいは九州歴史資料館所管と書いた方が良い。
委員	朱雀大路解説広場の件だが、なぜ電柱を残したままなのか。それと礎石は榎社の近くに出てきたのなら、榎社に置いてもらうのが一番良いのではないか。旗立石について、現在立っているところのままだでも良いのではないか。ここは道路で供出してもらった宅地の残地であって、ここにあまり歴史的な意味付けをする必要はなく、敷地の端をかすめている朱雀大路のピンコロ石を敷く程度で、石製ベンチを置いたり、フェンスを設置するなどあまりやりすぎない方が歴史的風致に即しているのでは思う。つまり、ここに予算をかけ、意味を持たせる空間整備をするのはどうかと思った。
事務局	電柱に関してだが、内部でもどうにかならないのかという意見があった。これは電柱ではなく電柱が倒れないように引っ張っている支柱である。これ以外にもこの道路沿いの南側に立っている。元々ここに住宅があった頃から、宅地の中に柱が立っていたので、若干の移動はできるものの、この付近以外のところに設置するのは厳しいだろう。

	ここをやめて、車道の方にとすると景観が非常に悪くなるので、車道より入り込んだこの位置に立てるのは致し方ないと考えている。那珂県土整備事務所には少し移動できないか検討してくれるよう依頼したが、多分撤去はないだろうと思う。計画案は当初より削った方ではある。ただ、ベンチに関しては、歩くためにはちょっと休めるベンチが欲しいという要望が最近多い。市として客館跡から榎社経由で、政庁跡まで歩んでいただきたいという思いがあるので、この場所にベンチを設置するのは必須と思っている。注連縄の石だが、先ほども説明した通り、転がっていたので、元の場所がわからない。
委員	神幸式の注連は現在榎社の周りに 3 つとも固めて立てているが、元々はちょっと離れて立っていた。場所的には一の注連くらいだと思う。だから地元でご存知の方がいるのではないかな。
事務局	太宰府旧跡全図ではちょうどこの部分が切り取られて、一の注連の場所がわからない。元々はあの辺は田圃で、昭和の頃に発掘調査を行っているが、その頃にこれがあったという記録がないので、どんな状態だったのかとか、今は追うことができない。石柱に文字が刻まれているということもあり、捨てずに捨てられず、あちこち転々として敷地の片隅に置かれていたと考えられる。文化財の意味合い的には分岐点にそのような注連縄が張られていた可能性もあることを考えると、あの場所が古代の朱雀大路と条坊の東西路との分岐点の位置に当たるため適切な場所だと思う。また、その柱は基本的に道の両側に立つものなので、道路の反対側のこの場所に移設しても意味的に問題ないと考えている。礎石については、使われていた当時の場所がわからない。今だと出土地点は県道上になる。榎社には話をしていないが、問題ないのであればそれでも良いかもしれないが、設置不可となれば、この場所か文化財の事務所に置いたままということになる。天満宮に意見を伺うなど最終的にどうするか検討したい。
委員	補助金の関係だが、県内でこの補助金を使える自治体が 3 つしかない。今はチャンスだと思うので積極的に使っていただきたい。このような事業はあまり他に予算がないので、使いたいところが増えてくると同じ予算をみんなで取り合うような形になり、また交付額が下がっていきかねないという可能性もある。現状ではライバルが少ないので、有効に活用された方が良いと思う。
委員	旅客税を財源とした観光・歴史まちづくり推進事業のページにある③建造物の改修等の補助率についてだが、昨年度歴史的風致形成建造物の修復事業をおこなったが、それは太宰府市の補助金交付要綱に基づいて、事業費の 3 分の 2 が補助としてやったと思うが、民間所有物に対して国庫補助を使えるという間接補助事業を実施してきた。今回は補助率等がちょっと違い、基本上限の設定がされていない。これからこの補助と使うにあたり、補助金交付要綱を加筆修正することになると思うが、その上限の設定を考えているのか、また ③の文中にある歴史的建造物の活用継承のための建造物の改修について、太宰府市はこれを歴史的風致形成建造物と捉えていることなのかなど、定義や制度設計をどう考えているのか教えていただきたい。歴まち計画の最後の方に歴史的風

	致形成建造物候補が挙がっているが、それがこの③の対象になるのか、それ以外も歴史的建造物として今後出てくる可能性があるのか、そうした場合にこの補助金の上限が設定されていないと、太宰府市の負担も上がっていくし、逆にあまりに行政側の負担が大きいと事業として採用されないということが出てきたりするのではないかとこのと、地元で商工業やられている方と普通の住宅の方で、経済的な格差みたいなのがどんどん広がっていくことにならないかが気にはなる。今までの事業と足並みを揃えるのか、または2つのメニューを並行して今から考えていくのか、方向性や考えを聞かせていただきたい。
事務局	今まで街なみ環境整備事業の補助金で事業を実施してきたが、個人の歴史的建物の保存修理に関しては、補助金規則に基づいて事業費の3分の2、最大800万円の補助です。これは街なみ環境整備事業に対しての規則であるため、この新しい観光歴まち事業の補助金の規則には該当しない。ただ、ここには記載されていないが、建造物修理に対し直接補助もある。街なみ環境整備事業の間接補助では事業費の3分の2で、最大800万円の補助であり、内訳で国が400万円、市が400万円となり、残りを所有者が負担するというルールになっているが、この新しい観光歴まち事業は市を窓口にはするものの、直接国に申請する直接補助がある。街なみ環境整備事業では効果促進事業として、ハード整備に付随してソフト事業も若干実施できたが、その事業が全て移行できるかどうかについては現在模索している。歴史的建造物で言えば、間接補助ではない方が上限はないということなので、もし修理の相談を受けたら、市が今までのように規則に基づいて間接補助するより、所有者が国に直接申請した方がメリットがあるように読み取れる。ただ、現在市として実績がないので、どういう風になるのか、本当に満額つくのかどうなのかわからない。今年度保存修理予定の住宅についても、このような補助が新しくできたこと、市としての実績がないのでどうなるかわからないことなどいろいろ協議している。次年度以降、補助のメニューをこの新補助へ完全に移行するのか、街なみ環境整備事業と並行してやるのか検討中であるため、情報収集しながら進めたい。
委員	今回の建物の修理補助は1回目が終わっているが、2回目とか3回目とかはないのか。
事務局	補助金上は同じ箇所であれば何回でも申請ができる。通常は1回補助金を受けると2回目は他の人が手を挙げたら、その人より順番は後ろに並ぶことになる。よって、必ずしも計画通りにいくとは限らないということになる。上限はなく何回でも可能ではある。
事務局	今の意見を踏まえ、計画変更につきましては、これから国交省とかと協議を進めていく。また、今年度事業につきましても、ご意見を踏まえながら所管の担当課とも協議を重ねて事業を進めていきたい。 (閉会)